

愛知県立大学生涯発達研究所規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県立大学研究所規程（以下「規程」という。）第8条に基づき、愛知県立大学 生涯発達研究所（以下「研究所」という。）の管理運営について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 研究所は、乳幼児から高齢者まで人間の生涯発達について、地域と結びついた教育福祉に関する共同研究の推進を図り、当該研究の成果を学内外で活用するとともに、関係する情報の収集に努め、広く社会に発信することを目的とする。

(研究員)

第3条 規程第5条第2項に定める研究員は、教育福祉学部教育発達学科及び社会福祉学科の教員の中から、研究所長が指名するものとする。

(附置施設)

第4条 研究所に、臨床的活動をはじめとする諸活動に必要な附置施設を置く。

2 附置施設の使用等に関して、別途、使用規程を定める。

(その他)

第5条 この規程に定めるものの他、研究所の管理運営に関し必要な事項は、研究所会議の議を経て研究所長が定め、教育福祉学部教授会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。